

≪ 行為使用・占用使用案内 ≫

1. 対象施設 宮城県第二総合運動場
2. 休館日 毎週月曜日（祝日の場合翌日）及び年末年始
3. 行為使用 宮城県第二総合運動場内で物品等販売行為や写真撮影、TV 撮影・ラジオ放送及び広告看板等の掲示、駐車場独占使用などを行う場合には行為許可申請が必要です。
4. 占有使用 宮城県第二総合運動場内で行う販売や催事等有料公園施設外（施設利用料金が設定されている建物以外の場所）に仮設工作物を設置して土地等を一時使用する場合には教育財産の目的外使用申請が必要です。
※販売や興行等の行為の実施のために、建物外にテント、プレハブ小屋、サーカス用テント、キッチンカー等を設置するような場合をいいます。
5. 使用料金 別紙料金表をご覧ください。
6. 使用の手続き
 - （1）事前に団体登録を行ってください。
 - （2）所定の許可申請書にて、申し込み手続きを行ってください。
※内容によっては行為等の許可が出来ない場合がございます。
詳しくはお問い合わせください。
 - （3）申込は使用する日の1か月前迄受け付けます。
 - （4）使用料金は送付される納入通知書により、最寄りの金融機関から振り込んでください。
※使用料は前納となっています。使用前日までに納入してください。
 - （5）使用する際は領収書（受取書）を受付窓口に提示してください。提示がない場合、使用をお断りする場合もありますのでご注意ください。
7. 使用上の注意事項
 - （1）申請された場所以外での使用はできません。
 - （2）盗難・紛失等についての責任は負いかねますので、事故責任のもとに管理してください。
 - （3）他の利用者の迷惑にならないよう係員の指示に従ってください。
 - （4）一度納入された料金は返金できませんのでご注意ください。

宮城県第二総合運動場

〒982-0843 宮城県仙台市太白区根岸町 15-1

TEL 022-249-1216 FAX 022-246-7736

E-mail nisou@mspf.jp URL <http://www.mspf.jp/nisou/>